

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和2年度要求・要望額7,013百万円

(前年度予算額 6,460百万円)



文部科学省



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から5年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

## スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度要求・要望額：5,064百万円(前年度予算額：4,738百万円)

### 補助制度

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市



### 求められる能力・資格

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）  
⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）

### 予算措置済み

- ✓ 全公立小中学校に対する配置（27,500校）

### いじめ 不登校

- いじめ・不登校対策のための重点配置：**500校**  
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む  
※教育支援センター対応分については措置済み（250箇所）

### 虐待 貧困

- 虐待対策のための重点配置：**1,000校**  
※ 貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）

### 質の向上

- スーパーバイザーの配置：**67人**

新規・拡充事項

## スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度要求・要望額：1,950百万円(前年度予算額：1,722百万円)

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市・中核市



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）  
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）

- ✓ 全中学校区に対する配置（10,000中学校区）

- いじめ・不登校対策のための重点配置：**500校**  
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- 教育支援センターの機能強化：**250箇所**

- 虐待対策のための重点配置：**1,000校**  
※ 貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）

- スーパーバイザーの配置：**67人**（←47人）

子供・若者育成支援推進大綱  
点検・評価シート

項目：2．困難を有する子供・若者やその家族の支援

(2) 困難な状況ごとの取組

ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

府省名：法務省

(1) 大綱策定（平成28年2月）から現在までの主な取組

法務省の人権擁護機関では、ホームページ上の「インターネット人権相談受付窓口(子どもの人権 SOS-e メール)の開設」、フリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権 110 番」の開設及び全国の小中学生を対象とした「子どもの人権 SOS ミニレター」の配布などを行い、いじめを始めとする子どもの人権問題についての相談に応じている。

(2) 取組の進捗に係る自己評価

平成30年における「子どもの人権 110 番」を利用した相談件数は21,351件、平成30年度に「子どもの人権 SOS ミニレター」を利用した相談件数は14,410件となっており、子どもの人権問題について広く相談に応ずる相談窓口として、一定の成果を収めている。

(3) 現在の課題と今後の方向性

インターネット人権相談受付窓口(子どもの人権 SOS-e メール)、フリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権 110 番」及び「子どもの人権 SOS ミニレター」の配布を通じ、子どもの人権問題について引き続き相談に応じていく。また、人権相談窓口についても更なる周知広報を行っていく。さらに、若年層における主なコミュニケーションツールが電話やメール等から SNS へと変化している状況を踏まえ、SNS を利用した相談体制の整備に向け検討していく。